

# 高齢者虐待へのアプローチ

主任介護支援専門員研修 2022.12.16

(公社)埼玉県社会福祉士会

高齢者・障害者虐待対応専門職チーム委員会

あらはた社会福祉士事務所 齋藤 明

# 研修内容

1. 高齢者虐待の現状と法的根拠
2. 高齢者虐待について
3. 高齢者虐待対応のプロセス(一連の流れ)

# 高齢者虐待の現状

	養介護施設従事者によるもの		養護者によるもの	
	虐待判断数	相談・通報件数	虐待判断数	相談・通報数
H30年度	621件	2,187件	17,249件	32,231件
R01年度	644件	2,267件	16,928件	34,057件
R02年度	595件	2,097件	17,281件	35,774件
前年比	-49件 (-7.6%)	-170件 (-7.5%)	353件 (2.1%)	1,717件 (5.0%)

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要より(令和2年度 厚生労働省)

## 高齢者虐待は、重大な権利侵害

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれること」

## 介護保険法 第1条「目的」

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持**し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係わる……

# 介護保険法：人格尊重義務

[指定居宅介護支援の事業の基準]

第81条6項 指定居宅介護支援事業者は、要介護者の**人格を尊重する**とともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(第115条の24 6項 要支援者の)

# 厚生労働省老健局通知

(老発0311第2号 令和3年3月11日)

## 通知の要点:

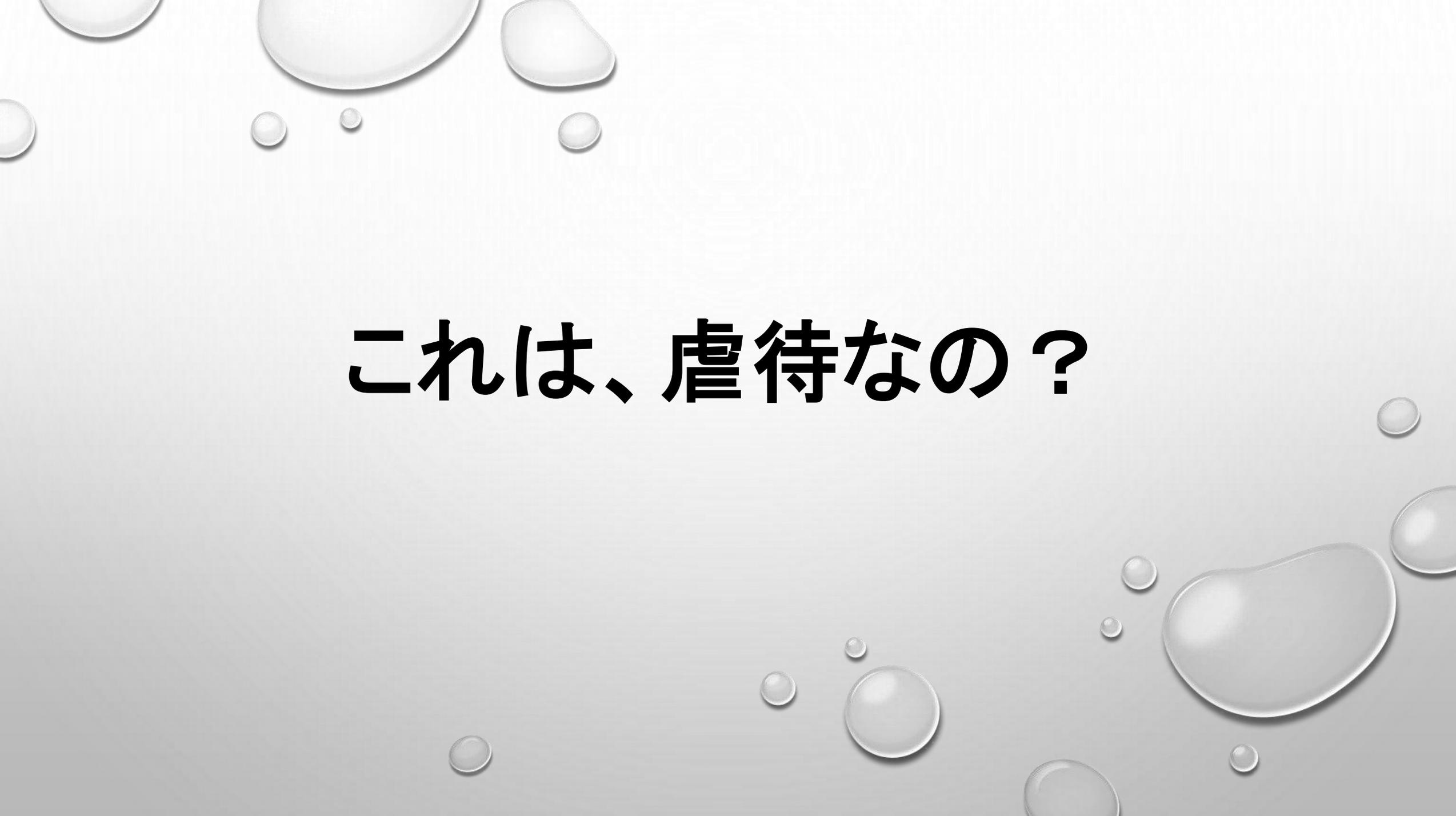
1. 調査結果を踏まえた的確な検証・分析等
2. 介護施設等における虐待防止体制等の整備(次頁参照)
3. 新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待の対応
4. 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応
5. 高齢者権利擁護等推進事業の活用

# 介護施設等における虐待防止体制等の整備

## ・指定介護保険サービスにおける運営基準の改正

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、**虐待の発生**又はその**再発を防止する**ための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられた。

(3年の経過措置あり:令和8年3月31日まで)

The background features a light gray gradient with several realistic water droplets of various sizes scattered across the surface. A faint, circular watermark is visible in the upper center of the image.

**これは、虐待なの？**

# どれが虐待でしょうか？

事例1. 長男と父親が喧嘩になり、怒った長男が父親に置物を投げたが、幸い怪我は無かった。

事例2. 物忘れが進んだ母親が同じ話を繰り返すので、家族が母親を無視し相手をしなくなった。

事例3. 母親は足が悪いので、近所に住む長男が食事や家事の支援(世話)をしていた。

長男は、出来る限り世話をしていたが、繁忙期で仕事が忙しかったため、母親は食事も摂れず、不衛生な生活になってしまった。

事例4. 母と長男は生活保護を受けているが、紙オムツを購入するお金が無くて困っている。

そのため、失禁の多い母親は、下半身裸で過ごしている。

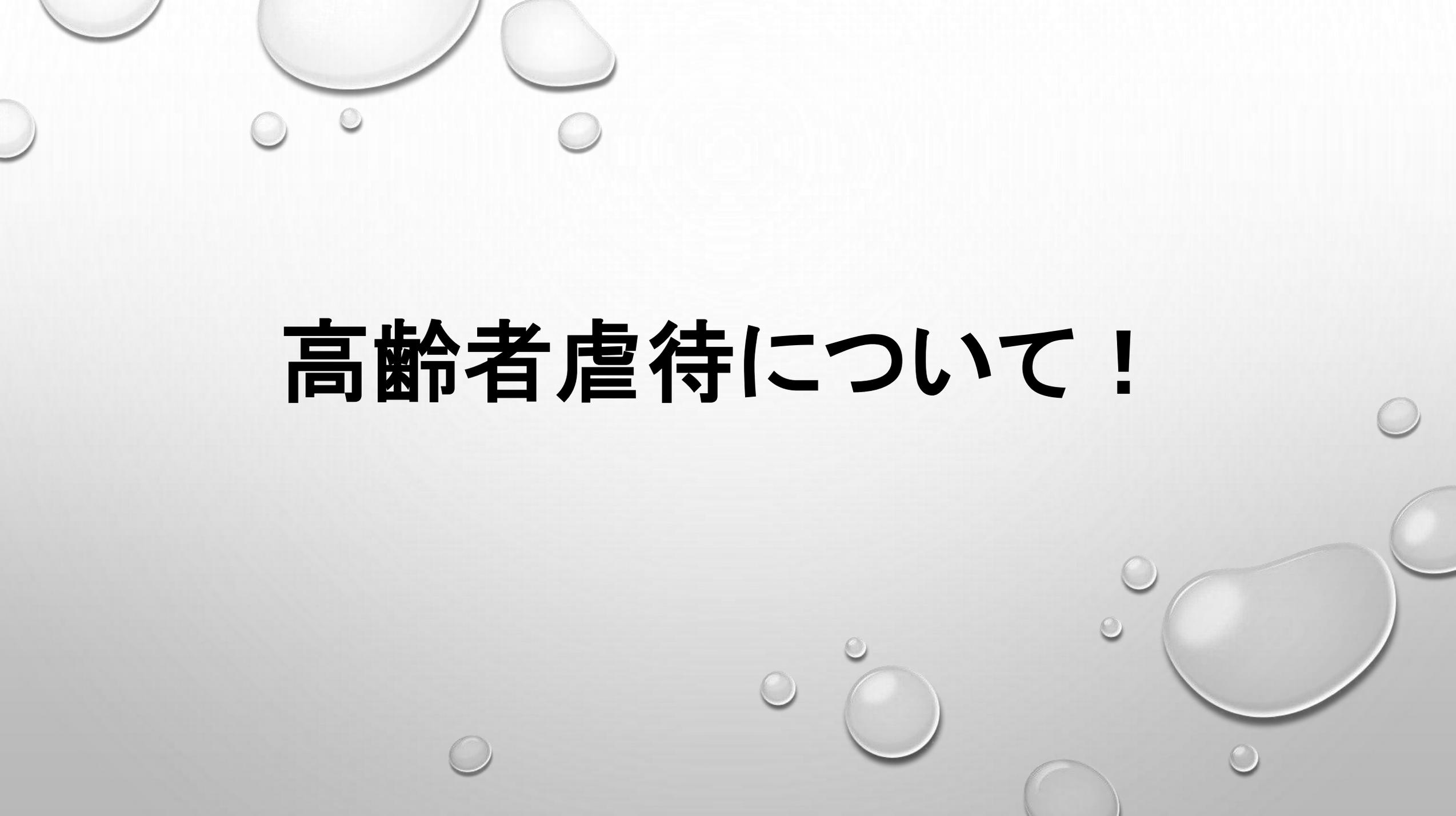
事例5. 家族は、父親の年金で生活しているが、生活費が足りないため父親の医療費や介護サービスの利用料が支払えなくなっている。父親本人も、やむを得ないと納得している。

事例6. 夫は、妻を亡くして一人暮らしだが、最近、受診もせずヘルパーも断ってしまったため、買い物もできず、食事も摂れないが、「自分のことは自分でできる(自分の意思)」と言っている。

# どれが虐待でしょうか？

- 事例1. 長男と父親が喧嘩になり、怒った長男が父親に置物を投げたが、幸い怪我は無かった。
- 事例2. 物忘れが進んだ母親が同じ話を繰り返すので、家族が母親を無視し相手をしなくなった。
- 事例3. 母親は足が悪いので、近所に住む長男が食事や家事の支援(世話)をしていた。  
長男は、出来る限り世話をしていたが、繁忙期で仕事が忙しかったため、母親は食事も摂れず、不衛生な生活になってしまった。
- 事例4. 母と長男は生活保護を受けているが、紙オムツを購入するお金が無くて困っている。  
そのため、失禁の多い母親は、下半身裸で過ごしている。
- 事例5. 家族は、父親の年金で生活しているが、生活費が足りないため父親の医療費や介護サービスの利用料が支払えなくなっている。父親本人も、やむを得ないと納得している。
- 事例6. 夫は、妻を亡くして一人暮らしだが、最近、受診もせずヘルパーも断ってしまったため、買い物もできず、食事も摂れないが、「自分のことは自分でできる(自分の意思)」と言っている。

?

The background features a light gray gradient with several realistic water droplets of various sizes scattered across the surface. A faint, circular logo is visible in the upper center, containing a stylized figure. The main text is centered and reads:

**高齢者虐待について！**

# 高齢者虐待防止法

## ◆高齢者虐待防止法の成立

介護保険制度が普及 & 活用されても、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となってきた。



そこで、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「**高齢者虐待防止法**」といいます。)が平成18年4月1日から施行された。

※高齢者虐待防止法では、65歳以上の者を「高齢者」と定義されていますが、65歳未満だからといって排除するものではありません。

# 高齢者虐待の定義

## ◆高齢者虐待防止法による定義

### 高齢者虐待

養護者による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待

※養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外」の者で、高齢者の世話をしている、「家族、親族、同居人等」が該当すると考えられます。

# 高齢者虐待とは・・・

## ☑身体的虐待

暴力的行為や危険な行為によって身体に外傷や痛みを与えたり、他に方法があるにもかかわらず乱暴に扱う行為。

殴る、無理矢理食事を口に入れる、やけどさせる、身体を拘束、意図的に薬を過剰に飲ませる

## ☑介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

意図的か結果的かを問わず、衰弱させるような著しい減食や食事制限、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠る。

入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている、水分や食事を十分に与えられていない、ゴミだらけの室内で生活させられている、必要な介護や医療サービスを使わせない、虐待されているのに放置(見てみぬふり)する

## ☑心理的虐待

脅し、威圧的な態度、拒絶、嫌がらせ等により精神的な苦痛を与える。

排泄の失敗を嘲笑したりそれを人前で話すなど高齢者に恥をかかせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて、子供のように扱う、高齢者が話しかけているのを意図的に無視する

## ☑性的虐待

わいせつな行為をすることや、高齢者にわいせつな行為をさせる。

排泄の失敗に対して懲罰的に裸にして放置する、キスや性器への接触、性交を強要する

## ☑経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する。

日常生活に必要な金銭を渡さない(使わせない)、本人の自宅等を本人に無断で売却する、年金や預貯金を本人に無断で使用する、医療費や介護保険サービスの費用等を支払わない

## セルフネグレクト

意欲や能力の低下・喪失によって、普通の生活をキープすることが困難となり、結果的に自らの安全や健康を損なう状態(掃除や洗濯、食事ゴミ捨てなどをしなくなり、人によってはゴミ屋敷になってしまう)

不当取引による被害: 悪質な取引業者が高齢者との間で取引行為を行い、財産上不当な利益を取得して高齢者の財産を危うくする消費者被害も市町村が対応(法27条1項)

# 高齢者虐待とは・・・

高齢者虐待防止法では、「**高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利・利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること**」としている。



## 市町村の責務と役割

「**高齢者に対する虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な支援について、市町村が一義的に責任を持つ**」ことが規定されている。

また、介護保険法に規定する地域支援事業として、**高齢者虐待の防止、早期発見のための事業、高齢者の権利擁護のため必要な援助を行う事業が義務づけられており、高齢者虐待防止法とともに運用していく必要がある。**

# 高齢者虐待対応のプロセス！

～通報から終結まで～

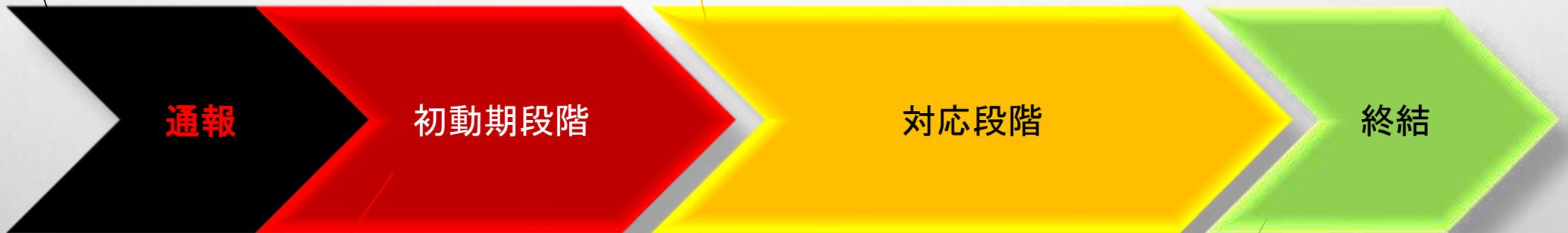
# 高齢者虐待への対応

## ◆高齢者虐待対応のプロセス

※養護者による高齢者虐待対応の全体フロー図(参考資料1)を参照

★市町村(包括支援センター等)へ通報

★安心して生活できるように虐待を解消する



★事実確認し、  
「虐待の有無と、緊急性の判断」  
(通報から48時間以内)

★虐待の解消を確認  
(権利侵害の終結)

# ◆虐待の通報について

## 1. 通報義務と努力義務(条文をまとめると…)

生命又は身体に危険が生じている場合は、**通報義務がある。**

(7条1項、21条2項)

生命又は身体に危険が生じていない場合には、**通報するように努めなくてはならない。**

(7条2項、21条3項)

介護事業者の従事者が発見し、自分の介護事業の従事者によって虐待を受けたと思われるときには、高齢者に生命又は身体に危険が生じていなくても、**通報義務がある。**

(21条1項)

## ◆虐待かも？と思ったら・・・

### 2. どこに言うか、誰に言うか？

市町村

地域包括支援センター

### 3. 通報によって受ける不利益

市町村は、通報者を特定されるものを漏らしてはならないと規定(17条3項、23条)

法律上は、通報したことを理由に解雇その他の不利益な取り扱いを受けないと規定

### ※注意

関係者が気付いていながら、「元来が荒っぽい性格だから・・・、昔から喧嘩が絶えないから・・・、いつものことだから・・・」などの思い込みで通報が遅れないように、「何が虐待なのかを理解し、起きている事実から判断して通報&相談する」ことが重要！

# ◆高齢者虐待のプロセス(初動期段階)

## 1. 受付(相談・通報)

1) 受付票を作成(記入) 📞 電話、来訪、手紙、メール等による

2) 受付内容から、虐待の可能性を見逃さない

- ・相談内容は、多岐に渡る(普通の相談や悩み・愚痴等)
- ・相手が「虐待です」と相談してくるとは限らない

※高齢者虐待発見のポイント(参考資料2)を参照

3) 虐待の可能性があれば、市町村の担当者へ報告し、今後の対応を調整する

# ◆高齢者虐待のプロセス(初動期段階)

## 2. 「虐待の有無」と「緊急性の判断」☛コアメンバー会議

1) 市町村と地域包括支援センターは協力(役割分担)し、事実確認を行う

※初動期の事実確認は「虐待の有無」と「緊急性の判断」に特化する

①本人・養護者・関係者と面談し聴き取り(市町村と包括で役割を分担)

(注): ケアマネジャーは、同席させない(本人や家族との関係性を壊さない)

②市町村が管理している個人情報等を収集(個人情報保護法の例外規定あり)

2) 通報～48時間以内に「虐待の有無」と「緊急性の判断」を行う(本人の安全のため)

3) 「虐待の有無」の判断は、市町村が行う(決定権のある役職の出席が必要)

4) 「虐待あり」と判断した場合は「緊急性の判断」も行い、必要に応じて「やむを得ない事由による措置: 分離保護」を行う(老人福祉法の規定に基づき)

→「やむ措置」は、上記の手順を踏むことが原則であり、闇雲には措置できない

# ◆虐待対応と個人情報の取り扱い

## 1. 個人情報保護法では・・・

### 1) 個人情報取扱事業者に対して、

- ①本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならない(16条)、
- ②本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならない(23条)、・・・と義務づけている

### 2) 個人情報保護法の例外規定では、

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の意向を得ることが困難な場合。
- ③国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、その同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

※包括支援センターや居宅介護支援事業者も、知り得た情報を外部に話さない！  
(うっかり、立ち話で・・・、他の事業所のケアマネに相談していただけ・・・)

## ◆ 虐待対応と個人情報の取り扱い

したがって、市町村担当部署間相互に、虐待の有無や緊急性の判断、その他の虐待対応をするうえで必要な個人情報を利用することは、相当な理由として法的にも許される情報の収集方法と考えられる。



### 2. 運用の工夫（庁内関係部署からの情報収集）

例として、

- ・個人情報保護条例で、関係部署の長宛てに申請書を提出する庁内ルールを定める。
- ・庁内関係部署に対して、年度当初に申請書を提出しておく。
  - ☞ 高齢者虐待が疑われる事例に関する個人情報を入手しやすくなる。

# ◆高齢者虐待のプロセス(初動期段階)

## 3. 「虐待の有無」を判断する際の注意点

- 1) 高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問わない
  - ・殴られても、叩かれても、蹴られても、それを当たり前だと思っている  
(パワレス状態:精神的にも社会的にも無気力な状態かも...)
  - ・そんなつもりでは... (言っても分からないので躰のつもり!)
  - ・だって生活するお金が無いんだから...

- 2) 「虐待あり」の判断は、養護者を罰することが目的ではない



あくまでも、高齢者と養護者を「支援の対象」として位置づけるためである。

# ◆高齢者虐待のプロセス(初動期段階)

## 4. 初動期のポイント(まとめ)

- 1) 市町村と包括支援センター間で情報を共有する
- 2) 高齢者及び養護者を直接訪問(面談)する(記録や伝聞に頼らない)
- 3) 高齢者と養護者は、別々の場所・時間(状況に応じて)で面談する
- 4) コアメンバー会議の日程を決める(48時間以内に虐待の判断をするため)
- 5) 虐待の判断は、市町村が総合的に判断する(市町村の管理職の出席が必要)  
※虐待関連帳票の「事実確認項目(サイン)」(参考資料3)を参照

# ◆ 高齢者虐待のプロセス(対応段階)

## 1. 対応段階における情報を収集 & 整理する2つの目的

### 1) 「虐待発生の要因」の明確化

- ① 収集した個々の情報から虐待発生のリスクを探る
- ② 高齢者と養護者の関係・家族関係・地域の社会資源などの相互の関係性からも、虐待発生の要因を探る

### 2) 課題やニーズの明確化(安心して生活するための環境整備が重要)

- ① 「高齢者本人の意思や希望、悩み、困りごと等」を丁寧に把握(聴き取る)
- ② 「養護者や家族等の意向や希望、悩み、困りごと等」を丁寧に把握(聴き取る)

※初動期の情報収集は、虐待の有無と緊急性を判断するための事実確認に特化したのが、対応段階では、虐待解消(終結)に向けた情報収集を行うことになる。

# ◆ 高齢者虐待のプロセス(対応段階)

## 2. 虐待対応計画の作成

### 1) 目的

高齢者の生命や身体、財産を守るために、必要な対応を実施すること

### 2) 手順

- ① 総合的な対応方針の設定(全体の方向性を設定)
- ② 課題の明確化と優先順位の決定
  - i 収集した情報から、個々の虐待発生リスクを推測する
  - ii 個々の虐待発生リスクから、虐待発生要因を明確にし、優先順位を決める
- ③ 虐待発生要因の解消を主眼とした虐待対応計画を作成
  - i 高齢者に対する「課題、解決への目標、対応方法、役割分担、期限の設定」
  - ii 養護者に対する「課題、解決への目標、対応方法、役割分担、期限の設定」

# ◆ 高齢者虐待のプロセス(対応段階)

## 3. 虐待解消に向けた取り組み(PDCA)

1) 虐待対応計画の作成(PLAN) ➡ 虐待対応ケース会議

① 課題やニーズへの対策(アプローチ)を考える

② 不足情報があれば、役割分担して情報を収集する

※医療、保健、福祉、介護等の関係者と連携しながら

③ 虐待発生の要因を解消する(終結の)イメージを持ちながら...

2) 虐待対応計画の実施(DO)

3) 期限を定めて、対応計画の実施結果を評価する(CHECK) ➡ 虐待対応評価会議

4) 改善&見直し(ACTION)

# ◆多職種連携



# ◆ 高齢者虐待のプロセス(終結)

## 1. 虐待(対応)を終結させる必要性

1) 虐待対応は、「常に終結を意識する」

- ・「虐待あり」と判断された直後から、終結をイメージした対応が必要
- ・「分離保護＝虐待終結」ではない(再統合の可能性もある?)

2) 虐待対応の未終結は、権利侵害が継続していることである

- ・権利侵害＝高齢者の生命・身体・財産が危険な状態にあることと認識すべき

## 2. 虐待対応「終結」の根拠(条件)

1) ★虐待が解消される

- ・複数の虐待があった場合は、全ての虐待が解消されなければならない

2) ★高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整うこと

- ・各種制度(生活保護、成年後見制度等)の利用や、継続的な支援体制の構築

## ◆ 高齢者虐待のプロセス(終結)

### 3. 虐待対応終結後・・・

1) 市町村及び地域包括支援センターの関与のありかたを検討  
・「権利擁護対応」や「包括的・継続的ケアマネジメント支援」への円滑な移行

2) 関係機関との連絡(連携)体制が重要(虐待の再発に備える)

① ケアマネジメント機関と養護者との関係性の強化

ケアマネジャーはもとより、介護サービス事業者等と、より一層の関係を強化する

② 養護者や家族への支援を行っている機関等との、継続的な情報交換及び情報共有が必要

## ◆最後に・・・

### ☆ケアマネジャーの立ち位置

ケアマネジャーが虐待対応に直接的に介入(関与)すると、本人や養護者との良好な関係性が崩れてしまいかねないため、虐待対応での直接介入は市町村の責務として包括支援センターとともに行い、ケアマネジャーには、ケアマネジメントに集中していただき、当事者の日常生活や関係性の変化、その後の経過等を市町村及び包括支援センターへ情報提供する程度が望ましい。一方、市町村及び包括支援センターからは、虐待対応状況の情報提供が望ましい。

### ☆虐待を未然に防げなかったか・・・

市町村や包括支援センターの支援(介入)の仕方によっては・・・、もう少し関係機関と連携できていればこんなに大事には・・・、もう少しキーパーソン(親、兄弟、親族等)へのアプローチしていれば・・・



自らの支援や仕事の振り返り、自分への問いかけや反省(これで良かったのか、他に方法はないのか)が、次に繋がるのではないだろうか？

# 参考資料



←-----  
市町村・地域包括支援センター・都道府県のための  
養護者による  
高齢者虐待対応の手引き 中央法規出版  
←-----



-----→  
市町村・都道府県のための  
要介護施設従事者等による  
高齢者虐待対応の手引き 中央法規出版  
-----→